

宮城県「核燃料税」の変更について

1. 核燃料税の変更理由 [宮城県協議書抜粋]

現行の核燃料税については、課税期間を平成30年6月21日から令和5年6月20日までの5年間とし、これまでの発電用原子炉に挿入した核燃料の価額を課税標準とする価額割に加えて、原発停止中であっても発生する財政需要に対応するため、発電用原子炉の熱出力を課税標準とする出力割を新たに導入したところです。

この度、女川原子力発電所1号機について、平成30年12月21日に営業運転を終了し、令和元年7月29日に廃止措置計画の認可申請書が原子力規制委員会に提出され、現在審査が行われております。

今後、廃止措置計画が認可された場合、現行制度では課税できなくなることから、現行課税期間に見込んでいた税収が確保できないことが想定される一方、立地地域の防災対策等に必要となる財政需要は、廃止措置計画認可後もその作業終了まで継続することから、原発の稼働に影響を受けない財源を確保することが喫緊の課題となっております。

こうしたことから、廃止措置中においても発電用原子炉の熱出力を課税標準とする出力割の課税を継続できるよう制度の変更について協議するものです。

2. 核燃料税の概要

課税団体	宮城県
税目名	核燃料税(法定外普通税)
課税客体	①価額割:発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割:発電用原子炉を設置して行う <u>運転及び廃止に係る事業</u>
課税標準	①価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割:発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割:100分の12 ②出力割:7,000円/千kW/課税期間(3ヶ月)
徴収方法	申告納付
収入見込額	(平年度)約585百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	約200千円
課税を行う期間	5年間(平成30年6月21日～令和5年6月20日)

3. 同意要件との関係

核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

宮城県核燃料税には「価額割」と「出力割」があり、それぞれについて検討する。

まず、価額割の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」であるが、国税又は他の地方税において、形式的にも実質的にも課税標準を同じくするものはない。

次に出力割について、出力割の課税標準は「発電用原子炉の熱出力」であるが、国税又は他の地方税において、これと形式的に課税標準を同じくするものはない。

一方、出力割の課税客体は「発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業」であり、「一般送配電事業者の販売電力」を課税客体とする電源開発促進税(国税)及び「法人が行う事業」を課税客体とする法人事業税(地方税)と実質的に課税標準を同じくしているか否かの検討が必要である。

電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるために課されるものである。発電コストの一部として、間接的に電気の利用者(受益者)に負担を求めるものであり、課税標準を「販売電気の電力量」としているのは、受益の程度が販売電力量に対応するためである。

また、法人事業税については、収益活動が、道路をはじめとした諸々の公共施設の利用を通じて行われていることから、これらの施設に必要な経費を分担せしめる目的で課されており、事業という収益活動に担税力を見出し、事業活動の規模を適切に表すために「収入金額」を課税標準としている。

一方で、核燃料税の出力割の課税標準が「発電用原子炉の熱出力」となっているのは、本税が原発立地に伴う財政需要に充てるための税であるところ、財政需要が原子炉の熱出力(規模)に対応するためである。

以上を踏まえると、核燃料税と電源開発促進税及び法人事業税は、形式的にも実質的にも課税標準が同じとは言えないと考えられる。

② 住民の負担

特定納税義務者である東北電力(株)は、平成30年度の年間売上が2兆255億円、経常利益が468億円の企業である一方、本税による負担は約5.8億円／

年（課税期間5か年）である。さらに、本税による税負担は電気料金等に転嫁することも可能であるため、それらを踏まえると、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。なお、本税が電気料金に転嫁された場合、標準家庭1世帯で見ると、1月あたり平均で2.73円程度の負担である。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えるものとは認められないと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。宮城県核燃料税は、宮城県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。